

大管協情報

2024(令和6)年 11月号
大阪府公立学校管理職員協議会
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 7-11
大阪府教育会館 406号
☎ 06-6765-1241 FAX 06-6765-1353

代議員会 教育要求案承認

11月12日、第2回代議員会兼第4回支部長会が開催された。冒頭、会長から、府内の教育状況および府議会議員団各会派と行った意見交換会の報告があった。その後、高槻市の濱田支部長を議長に選出して議事を進めた。議案は下記の通りである。

- ① 前期活動報告 ② 前期会計報告
- ③ 大阪府教育委員会への2025年度予算に係る、教育要求(案)承認の件(裏面に掲載)
上記議案は、原案どおり承認された。
- ④ その他、全管協から給特法にかかる文科省の動向等について連絡・報告があった。



2. 法的責任の根拠

国家賠償法第1条1項

「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。」

国家賠償法第1条2項

「なお、当該公務員は国又は公共団体に対し求償義務を負う。」すなわち、国又は公共団体が、その公務員に代位して責任を負う(代位責任)ことになる。

いずれにしても、公務員が直接被害者に対し責任を負うことはない。

なお、私立学校の場合は、民法の一般原則に基づき、当該教員も直接責任を負い、学校側も責任を負うことになる。(民法715条)

3. 無料法律相談の実情と実際の事例の考察

- ・ 裁判支援制度における代理人制度の成果
→ 第三者委員会報告から垣間見られる傾向とそれへの対応

◎ 裁判支援制度は、管理職の先生方個人を守ります。

近藤顧問弁護士研修

法律相談事例から見る法的対策

代議員会・支部長会議後に近藤顧問弁護士による研修会を実施した。近藤弁護士から、裁判支援制度、校長責任の法的根拠の確認や、無料法律相談から、保護者からの理不尽な要求、いじめ事案、教員対応等について、実際に生起している具体的な事例を参考にご教授いただいた。また、裁判支援制度における代理人制度の活用報告も共有できた。是非、各支部でも近藤弁護士を招聘し学びを深められると共に、組織強化・拡大にも役立てていただきたい。

【研修レジュメ】より

学校の危機管理(法的対策)

1. 大管協の支援制度の実態

- (1) 無料法律相談 ※面談および電話対応による過去3年間の推移
令和4年度 77件
令和5年度 59件
令和6年度 10/31まで 68件

(2) 裁判支援制度について

核心的要件 大管協主導で代理人弁護士を選任する制度

- ① 直接的に当該会員個人のための裁判支援
- ② 裁判結果の共有により、可能な限り法的トラブルから解放し、教職の専門職に専念できる状況を形成する。

ご退職金運用のご相談は
三菱UFJ信託銀行へ

お問い合わせは

梅田支店 資産コンサルティング第1課

電話：06-6366-0401

ご利用時間：平日9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)



三菱UFJ信託銀行

来年度予算に係る教育要求(要約)

〈趣旨説明〉大阪の教育を守り進めていくためには、教職員の目標となる「魅力ある管理職」の地位確立が重要である。是非とも、教育管理職員の処遇改善に努めていただきたい。給与・勤務労働条件の改善について誠意ある回答を求める。

1.給与、勤務・労働条件、雇用等の改善

- ①定年引上げ後の60歳超校長の年収支給を7割支給ではなく、暫定再任用校長と同額支給とすること。あるいは、カット率を縮減すること。
- ②役職継続後の管理職手当に対するカットを廃止あるいは、カット率を縮減すること。
- ③校長の管理職手当の増額を要求する。教職調整手当が増額される方向である中、教諭の給与と逆転現象が生じないようにされたい。
- ④文部科学省が予算化している「学校問題解決支援コーディネーター」や「副校長・教頭マネジメント支援員」を、積極的に活用し、学校管理職OBを採用されるよう要求する。
- ⑤小・中学校の給料表を高校の給料表と一本化されたい。
- ⑥中教審答申の趣旨に則り、労務管理を円滑に行うため、給料表6級制の導入を要求する。
- ⑦本府課長級以上の職員に準じて管理職加算制度を設け、期末・勤勉手当の算定基礎に繰り入れること。
- ⑧暫定再任用管理職の処遇改善として、月例給与・ボーナスの引上げを行うこと。
- ⑨管理職にも、部活動手当を支給すること。
- ⑩小中一貫校や義務教育学校における管理職員の業務は、一般校よりも多岐にわたり負担が大きい。業務・職責に応じた新たな手当の設置を要求する
- ⑪教職に就いた奨学生に対する奨学金の返還免除や減額など、教職に就くことへのインセンティブを設けることで優秀な人材の確保に努め、管理職員の過度な負担を軽減すること。

- ⑫インクルーシブ教育を推進するために、現状の人員体制では、管理職の負担が大きい。支援学級定数を現在の8名から6名に改善するよう要求する。
 - ⑬中学校の管理職員は、生徒指導や進路指導など増大する課題に個別支援をせざるを得ず、管理職が本来のマネジメント業務に専念できない状況にある。35人学級を早期に実現するよう、関係機関に働きかけること。
 - ⑭管理職員特別勤務手当の支給対象拡大について、国と同様に平日深夜に係る支給対象時間帯を「午後10時から午前5時」とすること。
- ## 2.管理職の厚生・安全と多忙化解消に向けて
- ⑮学習指導員に関して、小中学校に未配置である。文部科学省の予算の趣旨に沿って配置されたい。
 - ⑯理不尽な要求等保護者対応に疲弊する現状に鑑み、「行政による対応窓口」を設置するように市町村教委に指導性を発揮すること。
 - ⑰「学校業務の仕分け」をすすめ、地域・保護者に負担軽減に対して協力を呼び掛けるよう、指導性を発揮されたい。
 - ⑱部活動の地域移行は、管理職の負担軽減を図り各校の実情を踏まえ丁寧に進められたい。
 - ⑲教頭の業務軽減のため学校徴収金等の公会計化が円滑に進むよう指導性を発揮されたい。(11.18.交渉)

部活動指導員の配置状況 (情報提供)

豊中市	34	富田林市	8
箕面市	14	河内長野市	9
吹田市	10	松原市	4
茨木市	14	羽曳野市	1
摂津市	7	藤井寺市	3
守口市	8	大阪狭山市	4
枚方市	5	泉大津市	3
寝屋川市	12	和泉市	20
大東市	29	岸和田市	5
門真市	10	貝塚市	27
四条畷市	9	和泉佐野市	15
交野市	4	熊取町	8
東大阪市	6	合計	269名

※ 運動部・文化部合計 昨年比 37名増

※ 大阪市・堺市は独自に配置

《冬季「ライフプランセミナー」》

日時 12月23日(月) 14:30~

場所 大阪府教育会館 2F コスモス

内容 ①「退職時の手続き等」について

教職員共済生活協同組合

②「退職後のゆとりあるセカンドライフのために」

三井住友信託銀行

③「みんなの相続」日本教育公務員弘済会

④「60歳からの生活」

一定年&退職金・年金・保険・長寿の備え一

全国教育管理職員団体協議会

申込不要